

申告は郵送でお願いします

[ご確認] 申告が不要な方について
裏面をご覧ください。



郵送申告の手順

自宅でやってみよう！かんたん3ステップ

STEP

1

同封の申告書へ住所、名前、マイナンバーや連絡先などを記入



STEP

2

お手元に源泉徴収票、控除証明書を用意し、同封の手引きを参照しながら、前年中の所得や控除について申告書へ記入



STEP

3

同封の返信用封筒へ、記入した申告書と提出資料の写し（本人確認書類や控除証明書の写しなど）を入れて、切手を貼らずにポストへ投函



市民税課

084-928-1269・1020・1021・1265

ご不明な点は遠慮なくお問い合わせください

必ず提出するもの

- ☐ 市民税・県民税申告書
- ☐ マイナンバー（個人番号）カードの写し
- ※マイナンバーカードをもっていない場合、本人確認できる書類（運転免許証など）と番号確認ができる書類（通知カードなど）

提出いただいた書類は返却できません。
申告書以外の添付資料は原本ではなく、
写し（コピー）を同封してください。

対象の方のみ提出するもの

- ☐ 給与所得・公的年金等の源泉徴収票
- ☐ 国民健康保険税、介護・後期高齢者医療・国民年金保険料などの支払証明書
- ☐ 生命・地震（旧長期損害）保険料などの支払証明書
- ☐ 医療費控除の明細書
- ☐ 寄附金の領収書等金額がわかるもの
- ☐ 身体障がい者手帳・療育手帳・障がい者控除対象者認定書など
- ☐ その他申告に必要な収入がわかるもの

詳しくは、同封の「市民税・県民税 国民健康保険税の申告の手引き」を確認してください

1 ~ 3 に該当する方は申告不要です

65 歳以上（昭和 36 年 1 月 1 日以前生まれ）で、前年中の収入が公的年金のみであり、公的年金の収入額が 330 万円未満であった方のうち、次のいずれかに該当する方

- *扶養親族等とは、前年の合計所得金額が58万円以下の配偶者または親族等のことをいいます。

源泉徴収票のイメージ

支払を受ける者		住所又は居所 (フリガナ)																			
		氏名			生年月日	明治		大正		昭和		平成		令和							
				年	月	日															
区分		支 払 金 額										源 泉 徴 収 税 額									
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分				千								千									
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分																					
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分																					
所得税法第203条の3第7号適用分																					
B 本人		源泉控除対象配偶者の有無等		C 控除対象扶養親族の数		16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数		社会保険料の額									
特 別 障害者	その他の 障害者	ひとり親 寡婦	一般	老人	特定	老人	そ の 他	内		特別	その他	人									
						人	人	人	人			人	人								
												千		円							

(フリガナ) 区分 (フリガナ) 区分 (フリガナ) 区分

氏名	氏名	氏名
個人番号	個人番号	個人番号
(摘要)	氏名	氏名
	個人番号	

16歳未満の扶養親族

法人番号	所在地	電話番号
支 払 者	名 称	

前年中、給与または年金以外に収入のなかった方で、源泉徴収票に記載されている控除内容の変更や控除の追加がない方

確定申告書を提出する方

原則、市・県民税の申告は必要ありませんが、所得税の申告期限までに確定申告書が提出されない場合、確定申告書の内容が市・県民税へ反映されるまで時間がかかる場合がありますのでご了承ください。